

# 1月の無料相談

※1月1日(火)～3日(木)、14日(月・祝)は除きます。

●相談名	●日 時		●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 10日(木)・17日(木)	13:00～17:00	広報広聴課(☎内線2376) (10日(木)は新治地区公民館)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	22日(火)	13:00～16:00	真鍋事務所(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15	広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	16日(水)	10:30～15:00	総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30	消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15	こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00	地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15	療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～土曜日	10:00～17:15	総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (特別青少年相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:30 (13:00～16:00)	土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員) 予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
ひきこもり専門相談	28日(月)	10:30～12:00		ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	11日(金)・18日(金)	13:00～15:00	土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	22日(火)	10:00～12:00		

## 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 12日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門カウンセラー) 予約制
法律相談	24日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	11日(金)・25日(金)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	11日(金)・25日(金)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (外国人には通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	17日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

## こんなときあなたならどうしますか？

## 消費生活センター

☎823-3928

今回は、相談事例を○×クイズにしてみました。  
皆さん、挑戦してみてください。

### 【問題】

- 頼んだ覚えのない小包が届いた。箱を開けてみると化粧品だった。振込用紙も入っていた。箱を開けてしまったので、代金を支払わなければならない。
- テレビショッピングで、健康食品を購入した。8日以内でもクーリングオフできない。
- 身に覚えのない内容が書かれたはがきが届いた。裁判を起こされているらしいことが書かれている。裁判と書かれているときは、そのまま放置せず、すぐに記載されている連絡先に電話をして確認しなければならない。
- エステに出向き、美顔コース3か月5万円の契約をした。サービスを受けてしまったので解約はできない。

### 【回答・解説】

- × 頼んでいないものが送られてきたとき、14日保管すれば、処分してよいことになっています。代金を支払う必要はありません。
- 通信販売にはクーリングオフがありません。業者が返品規定を設けていればそれに従うことになります。また、返品できないときはその旨を表示しなければならないことになっています。
- × はがきや封書、メール、電話などで身に覚えのない請求を受けたときには、無視することが原則です。連絡は絶対取ってはいけません。本物かどうか判断がつかず、心配なときは相談してください。
- × 1か月を超え5万円を超える契約については、店舗で契約したときでも、クーリングオフができます。また、サービスを受けてしまったあとでも、残りのサービスについて中途解約ができます。